

米沢市立病院
広告付き病院情報表示モニター設置運用事業
公募型プロポーザル実施要項

令和5年4月
米沢市立病院

1 公募事業の概要

(1) 事業名

米沢市立病院広告付き病院情報表示モニター設置運営事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業目的

米沢市立病院（以下「市立病院」という。）では、新病院建設事業を進めており、新病院開院以降において、病院情報、民間広告等の各種情報を放映するモニター及びその他本事業の実施に必要な機材等（以下「設置設備」という。）を設置することにより、患者その他の病院利用者のサービス向上に寄与することを目的として、米沢市立病院広告付き病院情報表示モニター設置運営事業公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）実施し、設置事業者を選定します。

(3) 事業内容

① 内容

設置事業者は、市立病院内に設置設備を設置し、病院情報、民間広告等を放映するために、次の業務を行います。

ア) 病院情報の編製及び掲載放映

イ) 民間広告等の募集、編製及び掲載放映

② 仕様

別冊「米沢市立病院広告付き病院情報モニター設置運営事業仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照

なお、仕様書は現状を基に想定したものであり、より優秀な企画提案を制限するものではありません。

(4) 事業期間

令和5年11月1日(新病院開院予定日)から令和11年3月31日までとします。
ただし、新病院開院予定日に変更された場合は、事業期間も同様の変更となります。
なお、契約締結については、令和5年4月～5月を予定しています。

2 公募の公告

市立病院は、プロポーザルの選定方法、実施方法及びスケジュールを公告し、ホームページに実施要項、仕様書等の具体的な内容を公表します。

3 参加資格及び条件

プロポーザルに参加できる者は、次のいずれにも該当する者となります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく

精算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年3月31日告示66号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (5) 米沢市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 米沢市税、法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないこと。
- (7) 許可病床が200床以上の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院）で、本事業と同種の事業を令和5年4月1日時点において3つ以上受託した実績を有する者

4 スケジュール

(1) 全体スケジュール（予定）

- 令和5年4月 3日（月）本事業の公告（実施要項等の公表）
- 4月 7日（金）質問書の提出期限
- 4月17日（月）参加申請書類の提出期限
- 4月19日（水）辞退届の提出期限
- 4月20日（木）プレゼンテーションの実施日
- 4月25日（火）選定結果の通知及び公表

(2) プレゼンテーション

- ① 日 時 令和5年4月20日（木）15時から
- ② 場 所 米沢市立病院第1会議室（中央診療棟・病棟3階）
- ③ 時 間 30分（質疑応答を含む。）
- ④ 方 法 「米沢市立病院広告付き病院情報表示モニター設置運営事業公募型プロポーザル審査要項」に定めます。
- ⑤ その他
 - ア プレゼンテーションで使用する資料は、原則として提案者から提出された企画提案書の内容のみとします。
 - イ プレゼンテーションでは、広告掲載料などの金額に関する説明は不可とします。

5 参加申請書類及び辞退届の提出

プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、参加申請書類を指定する日までに提出してください。なお、参加申請書類を提出した後でプロポーザルを辞退する場合は、令和5年4月19日（水）までに辞退届（様式10）を下記「15 提出書類等の提出先・問い合わせ先」に提出してください。

6 選定の方法

- (1) プロポーザルは、提案者が1者の場合であっても実施します。

- (2) 各提案者の評価は、米沢市立病院広告付病院情報表示モニター設置運用事業公募型プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において行い、合計点数の順位が最上位の1者（以下「最優秀者」という。）を選定します。
- (3) 提案者の数にかかわらず、最優秀者の点数が50点に満たない場合には、選定を留保します。
- (4) 最優秀者（契約予定事業者）には、その旨を通知し、次点以下の者には、その順位を書面にて通知します。併せて、ホームページでも同様に公表します。
- (5) 委員会名簿

役 職	職 名	氏 名
委員長	副院長	佐藤 洋一
副委員長	看護部次長	安部 淳子
委 員	総務課長	鈴木 智子
委 員	医事課長	遠藤 貴広

7 契約手続き

最優秀者とは、速やかに契約締結に向けた作業を進めますが、その際に、条件に隔たりが発生するなどして契約締結に至らなかった場合は、次点の者を契約予定事業者として同様の協議を行います。この場合において、契約締結に至らなかった者に生じる損害について、市立病院は、一切の責任を負いません。

契約予定事業者との契約締結が可能となった場合は、相手方を設置事業者として随意契約を締結します。併せて、設置事業者は、市立病院の施設に係る行政財産目的外使用許可申請をしなければなりません。

8 参加申請の方法

(1) 参加申請書類

※ 社印及び代表者印が必要な様式は、正本のみの捺印で結構です。

① 参加資格審査申請書（様式1）

② 経営状況調書（様式2）

※ 会社案内、パンフレット等があれば添付してください。

③ 許認可一覧表（様式3）

④ 営業所一覧表（様式4）

⑤ 委任状（様式5）

※ 支店や営業所等に委任する場合に必要

⑥ 使用印鑑届（様式6）

※ 契約等に実印以外を使用する場合に必要

⑦ 指名停止等措置状況調書（様式7）

⑧ 実績一覧表（様式）

⑨ 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）

※ 米沢市内に本店又は委任先がある場合は、米沢市長が発行する米沢市税の納税証明書も提出してください。

⑩ 暴力団排除に関する誓約書（様式2号の3）

⑪ 企画提案書（任意様式）

A 4 片面 20 枚以内で作成し、次の内容を必ず記載してください。

ア 事業の実施体制

イ 準備作業を含めた作業工程

ウ 設置設備の仕様、設置場所、設置方法、安全対策、トラブル対応等

エ 設置設備に係る電源管理方法、電力使用量、自動点灯及び消灯等

オ デザイン例、表示例

カ 病院情報部分及び広告部分の配置、サイズ、掲載情報等の内容

キ 表示内容の更新等の維持管理

ク 広告の募集方法及び内部での審査体制

ケ 保守管理及び緊急時の管理体制

コ 問合せ、苦情等への対応方法

サ 患者等来院者へのサービス向上が見込める機能やアピールしたい事項

⑫ 広告掲載料（任意様式）

広告掲載料は、消費税及び地方消費税額がわかるよう区別して記載し、正本には、日付と提案者の住所、商号・名称、代表者名を記載の上、社印及び代表者印を捺印してください。広告掲載料は、事業期間の合計を記載し、内訳として各年度の金額がわかるようにしてください。

※ オプションの取り扱いについては、仕様書参照

(2) 提出部数

正本1部、副本7部

(3) 様式

ホームページからダウンロードしてください。

(4) 受付期間

① 期間

令和5年4月3日（月）から令和5年4月17日（月）まで

※ 期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。

② 時間

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(5) 提出方法

書面により持参、郵送等の方法で提出してください（時間内必着）。なお、持参以外の方法による場合は、到着確認の連絡をしてください。

(6) 提出場所

下記「15 提出書類等の提出先・問い合わせ先」

9 質疑応答

プロポーザルに関して質問がある場合は、質問書（様式9）を令和5年4月7日（金）午後4時まで（受付期限）下記「15 提出書類等の提出先・問い合わせ先」に持参、郵送、E-mailにより提出してください（時間内必着）。なお、持参以外の方法による場合は、到着確認の連絡をしてください。

質問に対する回答は、適宜に取りまとめて回答書としてホームページに掲載します。

10 提案者の評価

(1) 委員評価

委員会による評価は、参加申請書類及びプレゼンテーションを基に下表のとおり採点を行い、80点を満点とします。

① 評価基準

評価項目 【配点】	評価の視点
事業遂行 【10点】	<ul style="list-style-type: none">法令及び市の関係規定等を遵守して事業を遂行する能力がある。事業を実施するのに必要かつ十分な組織、人員体制が確保されている。同種の事業実績を豊富に有している。
設置設備 【30点】	<ul style="list-style-type: none">提案されている仕様、数量が充実している。設置設備のトラブル時への対応や操作が容易にできる。設置設備の材質、形状、構造、工法等が落下、破損等の防止対策に十分配慮されており、安全性、耐久性の面で優れている。色合い、デザイン等が新病院の雰囲気に調和している。材質や工法等において、環境に配慮した工夫がなされている。
広告・病院 情報表示方法 【30点】	<ul style="list-style-type: none">表示情報のデザインやレイアウトが見やすく、わかりやすいものであり、かつ、容易に情報が更新できる。提供される情報が来院者の利便性向上に寄与している。病院情報が積極的に発信されている。緊急時の情報が適切に発信されている。定期及び随時の情報更新が適切に行われている。表示、デザイン、コンテンツにおいて、多様な来院者（高齢者、障がい者、外国人、市外からの来院者等）の利用を想定した工夫や配慮がなされている。広告の募集、掲載等について、類似する広告媒体に係る実績やノウハウを活用し、安定的かつ継続的に広告事業を実施する能力を有している。
運用方法 【10点】	<ul style="list-style-type: none">設置設備の保守管理体制が適切である。緊急時における責任の所在と対応が明確であり、かつ、トラブルや問い合わせへの対応が適切である。

② 評価方法

評価方法は、下表のとおりとします。

区 分	A	B	C	D	E
内 容	優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
点 数	配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(2) 広告掲載料評価

- ① 広告掲載料評価は、各提案者の広告掲載料を比較し、一番高い金額を20点（満点）とし、減じた金額の割合に応じて減点します。
- ② 企画提案書にオプションに関する内容が含まれていたとき、オプションを採用することで広告掲載料が増減する場合は、増減分を反映させた金額を広告掲載料評価の対象とし、オプションを含めた内容で委員評価を行います。この場合において、オプションの増減額を記載していない場合は、オプション採用に係る増減を認めません。

(3) 採点方法

「米沢市立病院広告付き病院情報表示モニター設置運営事業公募型プロポーザル評価要項」に定めます。

(4) 選定方法

提案者の順位付けは、各委員の採点の合計点数を委員の人数で除した点数と広告掲載料の点数の合計を各提案者の得点とし、得点の高いものから上位とします。

同点の場合は、広告掲載料の点数が高い者を上位とします。広告掲載料も同点の場合は、委員会において順位を決定します。

各委員の評価や点数については、委員が特定できるような形での公表は行いません。

11 提案者の失格

- (1) 公告の日から契約締結までの期間において、提案者が次のいずれかに該当するときは失格とし、既に提出された提出書類は無効とします。
 - ① 上記「3 参加資格及び条件」を満たさなくなったとき
 - ② 提出書類に虚偽の記載があったとき
 - ③ プロポーザルの公平性を害する行為や著しく信義に反する行為があったとき
 - ④ その他、本実施要項で示した条件に違反したとき
- (2) 前項の規定により無効とした場合には、当該提案者に対し理由を付して通知します。

12 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由により、プロポーザルを実施できないと認められるときは、延期又は中止する場合があります。この場合において、プロポーザルに要した費用を市立病院に請求することはできません。

13 費用負担

プロポーザルへの参加は、無報酬とします。また、公告の日から契約締結までに係る経費は、全て提案者の負担とします。

14 その他

- (1) プロポーザル及び契約に係る業務において使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨(円)、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とします。
- (2) 提出された書類は、一切の返却を行いません。
- (3) 参加申請書類の知的所有権は、提出した者に所属しますが、選定の過程において、必要な範囲で複製を作成することがあること、及び米沢市情報公開条例(平成24年米沢市条例第30条)に基づき開示する必要があることを、提案者は、あらかじめ了承してください。
- (4) 市立病院は、参加申請書類を保存及び記録し、最優秀者及び契約予定事業者のものについて、プロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、利用できるものとします。なお、利用の際の使用料等は無償とします。
- (5) 提案者は、プロポーザルのために市立病院から提供された資料を、プロポーザルに係る検討以外での目的で使用することはできません。また、プロポーザルに当たって知り得た情報を市立病院の許可なく第三者に漏らしてはなりません。
- (6) 提案者は、1つの提案しかできません。
- (7) 提案者は、参加申請書類の変更や再提出をすることができません。ただし、参加申請書類に脱漏又は不明確な表示等があり、委員会が変更の必要を認めたときはこの限りではありません。また、委員会がプロポーザルの実施に必要と認めた場合は、真にやむを得ない理由がない限り追加資料を提出しなければなりません。
- (8) 市立病院から提供する資料は、新病院の「1階・2階の配置図」、「新病院建設工程表」を紙資料で提供し、データでの提供は行いません。この場合において、提供された資料を複写することは認めず、プロポーザル終了後に返却してください。
資料提供を希望する提案者は、令和5年4月6日(木)までに下記「15 提出書類等の提出先・問い合わせ先」に連絡してください。
- (9) 新病院のパス図は、市立病院のホームページの「新病院建設<令和5年度までに開院を目指します>」のタブをクリックして、《CGアニメーション》から視聴できます。
- (10) 実際の事業内容については、プロポーザルの内容に係わらず、発注者と受注者との協議の上、発注者が認めた場合は変更できることとします。
- (11) 契約予定事業者(又は設置事業者)は、市立病院との連絡を密にし、良好な信頼関係を構築することで、事業の推進に寄与するよう努めてください。

15 提出書類等の提出先・問い合わせ先

米沢市立病院事務局総務課病院建設準備室

〒992-8502 山形県米沢市相生町6番36号 米沢市立病院管理棟・外来棟3階

TEL(0238)22-2450(代) (内線 4303) FAX(0238)22-2876

E-mail bsoumu-ka@city.yonezawa.yamagata.jp